

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和6年(行ナ)第68号
決定日 令和7年6月30日
裁判所 最高裁判所 第一小法廷
裁判長裁判官 岡 正 晶
裁判官 安 浪 亮 介
裁判官 堺 徹
裁判官 宮 川 美 津 子
裁判官 中 村 慎
当事者等 申立人 野川 等
申立人 [REDACTED]
申立人 [REDACTED]
申立人 白石 由貴
申立人 岩村 匡斗
上記5名代理人弁護士 近藤 博徳 ほか

対象事件の表示 最高裁判所令和6年(行ナ)第2号(令和6年6月17日決定)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを棄却する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立てについては、上記対象事件の決定に所論の民訴法338条1項所定の再審事由があるものとは認められない。

令和7年6月30日

最高裁判所 第一小法廷

裁判所書記官 西田 三佐子

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 西 田 三佐子

